

**公告**

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する消防設備士講習を次のとおり実施します。

平成17年7月4日

長野県知事 田 中 康 夫

**1 講習の日時及び場所**

次の表のとおりとし、講習時間はそれぞれ午前9時15分から午後5時00分までとします。

開催日	場 所		
	消火設備	避難設備・消火器	警報設備
平成17年	10月18日(火)	長野市サンパルテ山王	長野市サンパルテ山王
	10月19日(水)	長野市サンパルテ山王	長野市サンパルテ山王
	10月20日(木)	松本市松本勤労者福祉センター	松本市松本勤労者福祉センター
	10月21日(金)	松本市松本勤労者福祉センター	松本市松本勤労者福祉センター
	10月25日(火)		長野市サンパルテ山王
	10月26日(水)		長野市サンパルテ山王
	11月10日(木)		松本市松本勤労者福祉センター
	11月11日(金)		松本市松本勤労者福祉センター

(注) 各講習区分に応じて、受講票により通知するいずれかの開催日に受講してください。

なお、同一開催日に2講習区分を実施する場合は、法令関係は合同で実施し、工事関係は各講習区分ごとに分かれて実施するものとします。

**2 講習対象者**

講習は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者について行います。

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

**3 講習科目**

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目を定める件（平成16年消防庁告示第25号）に定めるとおりとします。

**4 受講申込み**

- (1) 提出書類 消防設備士受講申請書、受講票
- (2) 受付期間 平成17年8月1日（月）から平成17年8月12日（金）まで  
(土、日を除く。郵送による場合は、簡易書留としてください。)
- (3) 受付時間 午前9時30分から11時、午後1時30分から4時
- (4) 提出先 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県庁東庁舎 3階  
社団法人 長野県消防設備協会  
電話 026-234-3218

**5 手数料**

手数料（7,000円）は、「長野県収入証紙」により納付してください。（申請書に貼って、消印をしないでください。）

**6 その他**

- (1) 講習当日は、午前8時50分から9時5分までに「消防設備士免状」・「受講票」を持参し、会場受付に提出してください。
- (2) 申請書用紙の交付の請求及び講習についての問い合わせは、長野県危機管理室危機管理・消防防災課、最寄りの地方事務所生活環境課、消防本部若しくは消防署又は社団法人長野県消防設備協会にしてください。
- (3) 申請書に記入していただいた内容は、消防設備士講習の実施のために使用し、長野県個人情報保護条例の規定にある場合を除き、他の目的には使用いたしません。

危機管理・消防防災課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年7月4日

長野県知事 田 中 康 夫

**1 入札に付する事項**

- (1) 委託業務名  
平成17年国勢調査に係る調査書類及び調査用品配送等業務委託
- (2) 業務内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 履行期間  
契約締結日から平成18年2月17日まで
- (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者又は当該業務を誠実に履行できると認められる者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
(県庁専用郵便番号 380-8570)  
長野県企画局情報政策課統計室  
電話 026 (235) 7074
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 郵送入札の可否  
郵送による入札は受け付けません。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成17年7月11日 午後3時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎303会議室
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明をした書類を、入札及び開札の日の午前10時までに提出してください。この場合において、入札及び開札の日の正午までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつた者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は、入札説明書によります。

情報政策課統計室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年7月4日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 森林環境

3 代表者の氏名

湯澤要次

4 主たる事務所の所在地

長野県伊那市西春近3282番地153

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、森林と自然環境に関する事業を行い、森林及び自然環境保全への理解と普及に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年7月4日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成17年6月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 松本ユネスコ協会

3 代表者の氏名

望月宗敬

4 主たる事務所の所在地

長野県松本市城西二丁目5番12号

5 定款に記載された目的

この法人は、ユネスコ憲章の精神に基づき、松本市民の間におけるユネスコ活動の推進を図り、国際的相互理解と親善に努めるとともに、国際社会の進歩に貢献しうる市民づくりをすることによって、地域の発展、さらには世界平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同法第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年7月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田築地ファッショングモール

上田市大字築地字堀ノ内150-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)しまむら

さいたま市北区宮原町2-19-4

3 変更しようとする事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
4	12

位置は、届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成17年7月14日

5 届出年月日

平成17年6月14日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年7月4日から平成17年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業政策課

**公告**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年7月4日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルランド辰野店

上伊那郡辰野町中央26ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)アップルランド

松本市今井7155-28

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,498平方メートル

(変更後) 2,947平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
108台	147台

位置は届出書に添付された書類のとおり

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	8台	8台
2	8台	8台
3	—	50台
合計	16台	66台

位置は届出書に添付された書類のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	16平方メートル	86平方メートル
2	65平方メートル	40平方メートル
3	—	16平方メートル
4	—	65平方メートル
合計	81平方メートル	207平方メートル

位置は届出書に添付された書類のとおり

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	25立方メートル	25立方メートル
2	17立方メートル	25立方メートル
3	—	17立方メートル
合計	42立方メートル	67立方メートル

位置は届出書に添付された書類のとおり

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)アップルランド		
鈴木繁		
金澤洋一	午前10時	午後9時
矢沢京子		
(有)藤田屋履物店		

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
(株)アップルランド	午前8時	午後11時
鈴木 繁		
金澤 洋一		
矢沢 京子		
(有)藤田屋履物店		

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から 午後9時30分まで	午前7時30分から 午後11時30分まで

(8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
8	6

位置は届出書に添付された書類のとおり

(9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前9時から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで
2		
3	—	午前9時から 午後9時まで
4	—	

4 変更年月日

平成18年2月15日

5 届出年月日

平成17年6月14日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課及び長野県上伊那地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成17年7月4日から平成17年11月4日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県上伊那地方事務所商工雇用課

産業政策課

## 公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成17年7月4日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日	患畜	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成17年6月15日	患畜	1	飯田市

畜産課

## 公告

平成17年6月28日、駒ヶ根市東部土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年7月4日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

## 公告

平成17年6月28日、大町市土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年7月4日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

## 公告

平成17年6月28日、千曲市更級土地改良区の定款変更を認可しました。

平成17年7月4日

長野県知事 田中康夫

土地改良課

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次の土地区画整理事業の終了を認可しました。

平成17年7月4日

長野県知事 田中康夫

1 土地区画整理事業の名称

佐久市野沢本町沿道整備土地区画整理事業

2 施行認可の年月日

平成15年3月18日

3 終了認可の年月日

平成17年6月29日

都市計画課

## 公告

平成17年6月22日、小県郡丸子町による和子地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成17年7月4日

長野県上小地方事務所長 田中利明

土地改良課

## 公告

南安曇郡穂高町による矢原東地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成17年7月4日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

## 1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成17年7月5日から8月2日まで

## 3 縦覧の場所

南安曇郡穂高町役場

土地改良課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年7月4日

長野県立須坂病院長 齊藤 博

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量

医療画像管理システムアップグレード用ソフト及び周辺機器一式

- (2) 物品等の特質

仕様書のとおり

- (3) 納入期限

平成17年8月31日

- (4) 納入場所

長野県立須坂病院

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

電話 026（246）5511

## 4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月22日 午後2時30分

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年7月21日 午後5時（必着）

イ 場所 須坂市大字須坂1332（郵便番号 382-0091）

長野県立須坂病院 事務局総務ユニット

## 4 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## 5 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## 6 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## 7 契約書作成の要否

必要です。

## 8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

**公告**

平成17年度長野県警察官採用試験（B）を次のとおり行います。

平成17年7月4日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

**1 試験の対象となる職**

長野県巡査の職

**2 試験の名称、試験区分、採用予定人員及び職務内容**

試験の名称	試験区分	採用予定人員	職務内容
長野県警察官採用試験（B）	男性	35人程度	警察法の精神にのっとり、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たります。
	女性	5人程度	

**3 受験資格**

(1) 年齢等

試験区分	年齢等
男 性	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた男子。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成18年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）を除く。
女 性	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた女子。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）の卒業者又は平成18年3月31日までに卒業見込みの者（これと同等の資格があると人事委員会が認める者を含む。）を除く。

(2) この試験を受験できない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者

**4 試験の方法、日時、場所等**

(1) 第1次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
教養試験	高校卒業程度の一般教養に係る知識及び技能についての択一式筆記試験

（注）1 第2次試験で採点の対象となる作文試験は、第1次試験日に併せて実施します。また、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合は、第1次試験に合格しても第2次試験を受験することができません。

2 教養試験は出題数50題です。

3 教養試験の出題分野は、別表のとおりです。

イ 配点及び合格基準

試験の配点及び合格基準は次のとおりです。合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験の方法	配点	合格基準
教養試験	400点	正答率4割。ただし、平均正答率が4割に満たない試験区分にあっては、平均正答率
合計	400点	

**ウ 日時及び場所**

(7) 日時

平成17年9月18日（日）午前8時50分

(4) 試験地及び試験会場

次のうち受験者の希望するいずれかの試験地とします。

なお、長野市の試験会場については、長野県警察本部長が指定します。

試験地	試験会場
長野市	長野県庁講堂 (長野市大字南長野字幅下692-2) 長野県社会福祉総合センター (長野市若里1570-1)
塩尻市	中南信運転免許センター (塩尻市宗賀桔梗ヶ原73-116)

**エ 第1次試験合格者の発表**

平成17年9月下旬に、合格者に通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.jp/police/>

(2) 第2次試験

ア 方法

試験の方法	試験の内容
作文試験	一般的事項についての作文試験
口述試験	個別面接による試験
性格検査	性格についての検査
体力検査	瞬発力等についての5種目の検査

**イ 配点及び合格基準**

各試験・検査の配点及び合格基準は次のとおりです。一つでも合格基準を満たさない場合は不合格となります。

試験	配点	合格基準
作文試験	950点	評定は5段階で行い、試験員3人のうち最下位の段階の評定をした試験員が2人以上いること。
口述試験		評定は7段階で行い、試験員3人のうち下位3段階の評定をした試験員が2人以上いること。
性格検査		
体力検査	50点	22点。ただし、4点に達しない種目が2種目以上いること。
合計	1,000点	

**ウ 日時及び場所**

平成17年10月中旬に行います。その日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。

## (3) 身体検査

通常の職務遂行に必要な健康度及び次の身体的条件について、医療機関において作成された健康診断書に基づき行います。

試験区分	身体的条件
男 性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が160センチメートル以上であること。 c 体重が47キログラム以上であること。 d 胸囲が78センチメートル以上であること。 e 色覚が正常であること。 f 関節等に職務遂行上の支障がないこと。
女 性	a 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。 b 身長が155センチメートル以上であること。 c 体重が45キログラム以上であること。 d 色覚が正常であること。 e 関節等に職務遂行上の支障がないこと。

## (4) 資格調査

受験資格等について調査を行います。

## 5 最終合格者の決定及び発表

第2次試験、身体検査及び資格調査の結果に基づいて、試験区分ごとに最終合格者を決定し、平成17年11月中旬に、第2次試験受験者全員に合否を通知するほか、合格者の受験番号を次のところに掲示又は掲載します。

長野県庁

長野県東京事務所

長野県内の警察署

インターネットホームページ

<http://www.pref.nagano.jp/jinjii/siken/siken.htm>

<http://www.pref.nagano.jp/police/>

## 6 合格から採用まで

(1) 長野県人事委員会は、最終合格者を試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載し、任命権者（長野県警察本部長）からの請求に応じて提示します。任命権者は、この提示された名簿から採用者を決定します。

(2) 採用は、原則として平成18年4月1日の予定です。

(3) 採用候補者名簿は、確定した日から原則として1年を経過すると失効させます。

## 7 給与等

給料表は警察職給料表が適用され、現行の初任給は次のとおり（平成15年度から3年間実施することとしている給与の減額措置（減額率5パーセント）後の額）です。

学歴	初任給
短期大学卒業者	176,605円
高等学校卒業者	161,880円

なお、経歴のある者は、これより高い初任給が支給されます。

このほか、給与条例等の定めにより諸手当が支給されます。

また、制服その他所要の被服等が支給されます。

## 8 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

ア 受験申込書は、次のところで交付します。

長野県警察本部警務部警務課

長野県内の警察署、交番又は駐在所

イ 郵便により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「警察官（B）請求」と朱書きし、140円切手をはったあて先明記の角形2号（240ミリメートル×332ミリメートル）の返信用封筒を同封して、長野県警察本部警務部警務課（〒380-8510：長野県警察本部専用郵便番号 所在地：長野市大字南長野字幅下692の2）まで送付してください。

ウ 受験申込書は、インターネットホームページ（<http://www.pref.nagano.jp/police/>）からダウンロードすることができます。

## (2) 申込方法

ア 受験申込書に本人が必要事項を記入し、長野県警察本部警務部警務課又は長野県内の警察署に提出してください。

イ 受験票の所定欄に50円切手を必ずはり（インターネットホームページからダウンロードした場合は、受験票の裏面に官製はがきを必ずはり）、あて先を明記してください。

ウ 郵送による申込みの場合は、封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、配達記録郵便等確実な方法により送付してください。

## (3) 受付期間

受付期間は、平成17年7月15日（金）から8月8日（月）までとし、郵送による申込みの場合は、8月8日までの消印のあるものに限り受け付けます。ただし、日本国外からの郵送によるものは、8月9日までに到着したものに限り受け付けます。

## (4) 受験票の交付

受験申込みの受付期間終了後に郵送します。

## 9 試験結果の開示について

この採用試験の結果については、長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により、口頭により開示を請求することができます。

(1) 口頭により請求することができる記録情報及び開示請求できる者

口頭により請求することができる記録情報	開示請求できる者
第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 教養試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位	受験者
第2次試験に係る以下の記録情報 (1) 作文試験と口述試験の合計点 (2) 体力検査の点数 (3) (1)及び(2)の合計点 (4) (3)の合計点の順位（不合格者を含む。） 2 身体検査及び資格調査の結果 3 総合判定及び最終合格者の順位	第2次試験受験者

(注) 試験区分が男性の受験者は、長野県を志望した場合に限り、開示請求することができます。

## (2) 開示する期間

第1次試験合格者については最終合格発表日から1年間、第1次試験不合格者については第1次試験合格発表日から1年間。ただし、第1次試験不合格者のうち、長野県以外の都県を併せて志望した者は、当該都県の最終合格発表日から1年間

## (3) 開示を行う場所

長野県人事委員会事務局（県庁8階）

## 10 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県警察本部警務部警務課（電話：026-233-0110 内線2632）又は長野県人事委員会事務局（電話：026-235-7465又は026-232-0111 内線4235）に問い合わせてください。

## 11 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

(別表)

## 教養試験の出題分野

試験の方法	出題分野
教養試験	知識分野－社会科学 人文科学 自然科学 知能分野－文章理解（英語を含む。） 判断推理 数的処理 資料解釈

人事委員会事務局

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年7月4日

長野県上田水道管理事務所長 黒柳利平

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品及び数量

ガスクロマトグラフ質量分析計 一式

## (2) 物品の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 納入場所

上田市諏訪形613

上田水道管理事務所

## (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買い入れ」の欄の等級区分がAに格付けられている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 売買物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

上田市諏訪形613

上田水道管理事務所業務課

電話 0268 (22) 2110

## 4 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年7月14日 午後1時30分

イ 場所 上田水道管理事務所 会議室

## (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成17年7月13日 午後5時

イ 場所 郵便番号 386-0032

上田市諏訪形613

上田水道管理事務所

## (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (7) 契約書作成の要否

必要です。

## (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

事業課